

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日、資格喪失日に係る記録を45年4月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から45年4月1日まで

私は、申立期間において同じ地区のグループで出稼ぎに行き、A株式会社に勤務した。一緒に働いていたC氏、D氏は厚生年金保険に加入していた。同じように働いていたのに、私だけ厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が一緒にE市町村から出稼ぎに行ったとする3人を含む同市町村出身者9人は、A株式会社又は同社の関連会社のF株式会社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人と一緒に出稼ぎに行った同僚は、「A株式会社から、厚生年金保険の加入について希望を聞かれたことはなかった。」と証言している上、B株式会社では、「当時の資料が無く確認できないが、同じ時期に季節従業員として雇用された人たちのうち、申立人のみが厚生年金保険に加入していないことは考え難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、一緒に出稼ぎに行った同僚の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に健康保険番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年6月まで

申立期間当時、国民年金の未納保険料の納付を通知するはがきが数回届き、このはがきを夫に渡して納付してもらった。当時は貯蓄もあり、保険料が納められない状況ではなかった。具体的な記憶は無く、申立期間に係る領収書も所持していないが、必ず納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する3枚の国民年金保険料の「納付書・領収証書」から、昭和37年7月から38年3月までの期間（納付日は、38年9月30日）、43年1月から同年3月までの期間（納付日は、43年5月23日）及び同年4月から同年12月までの期間（納付日は、44年9月26日）の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録では納付済みとされている期間の中で、昭和44年1月から同年3月までの期間については、納付日は不明であるが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が無いことから、現年度納付ではなく過年度納付されていることがうかがえる。

このような状況の下で、申立期間は39か月と長期間であり、申立期間以前に行った上記4回の過年度保険料の納付記録を踏まえると、仮に申立期間の保険料を過年度納付した場合、少なくとも3回以上に分けて納付しているものと考えられるが、これらの納付記録がすべて欠落したとすることは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの期間は、国民年金加入期間とされているが、当該期間が国民年金加入期間とされた

のは、社会保険事務所（当時）が訂正処理した平成11年2月22日以降であり、申立期間当時は、国民年金加入期間とはなっていない。

加えて、申立人及び申立人が納付を依頼したとするその夫は、納付したとする保険料の金額及び納付場所についての記憶が曖昧であり、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年4月1日まで
A株式会社には平成5年3月末日まで勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社には、平成5年3月末日まで勤務していた。」と主張するところ、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は、平成5年2月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人のA株式会社における離職日は、平成5年1月31日となっていることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚から聴取したが、申立人が申立期間においても継続してA株式会社に勤務していたことを記憶している者は確認できない。

加えて、申立人の妻は、平成5年2月1日に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、同年2月及び同年3月の保険料を同年4月30日に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年9月まで
② 平成3年9月から6年1月まで
③ 平成6年2月から同年11月まで

申立期間①は、株式会社AからB株式会社に派遣され、申立期間②は、株式会社Cから株式会社Dに派遣されていたが、いずれも健康保険証を派遣元の会社から交付され、社会保険料も控除されていたと記憶している。

申立期間③は、株式会社Eに勤務していたが、社会保険に加入する際に年金手帳を所持していない旨を伝えたところ、新たな番号になると言われた。

厚生年金保険に未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、株式会社Aで労務管理をしていた社員の証言により、申立人は、申立期間①のうち、平成元年6月ごろから同年8月ごろまで同社に雇用され、B株式会社に派遣されていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成元年3月から同年5月までの期間については、雇用されていたことを確認できる証言が得られない上、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年5月23日であり、同日より前は適用事業所ではない。

また、申立人と一緒に株式会社AからB株式会社に派遣された同僚一人についても、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、上記の労務管理をしていた社員は、「当時、社員は50人ほ

どいた。」と述べているところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった平成元年5月時点で厚生年金保険に加入している者は9人であることが確認でき、同社では、申立期間①当時、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「株式会社Cに雇用され、同社から株式会社Dに派遣されていた。」と主張するところ、株式会社Dが保管する在籍者名簿により、申立人が申立期間②のうち、平成4年1月から6年1月までの期間において、株式会社Cから派遣社員として株式会社Dに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の在籍者名簿から、申立人と同様に株式会社Cから派遣されたことが確認できる二人についても、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該期間は国民年金納付済期間であることが確認できる。

また、この二人のうち連絡が取れた一人は、「厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べている。

さらに、株式会社Cは既に解散しており、当時の資料は確認できない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間③のうち、平成6年2月16日から同年6月20日までの期間は、株式会社Eに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成20年9月1日であり、申立期間③当時、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「当時、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと思う。」と述べている。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 50 年 1 月まで
③ 昭和 58 年 9 月から 62 年 5 月まで

申立期間①はA事業所で、申立期間②はB事業所で、申立期間③はC事業所で勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、期間は特定できないが、A事業所における当時の事業主の娘及び息子の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認でき、当時の事業主に係る厚生年金保険の加入記録も確認できない。

また、A事業所は既に廃業しており、当時の資料は無く、申立人は同僚について記憶していないため、同僚から当時の勤務状況等について聴取することもできない。

2 申立期間②について、期間は特定できないが、B事業所における当時の事業主の息子及び申立人が記憶する同僚の証言により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立期間②当時、適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所における当時の事業主の息子は、「申立期間当時は厚

生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚は、申立期間②当時、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認でき、申立人も申立期間②の一部を含む昭和45年1月から50年3月までの期間は、国民年金に任意加入していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間③のうち、昭和60年9月10日から62年5月30日までの期間は、C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当時の事務担当者は、「C事業所が開業したのは昭和60年9月10日である。また、当時は常勤の従業員が4人だったので、厚生年金保険には加入しなかった。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年3月31日まで
私の父が事業主であったA事業所に、父の勧めで申立期間の2年間勤務した。証明できる書類は無いが、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の同僚として記憶する3人が、A事業所が名称変更したB事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年4月1日（その時点の事業所名は、B事業所）であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚3人がB事業所において厚生年金保険に加入したのは、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった昭和25年4月1日と同日であることが確認できる。

さらに、B事業所等に照会したところ、「申立期間当時の資料は保存していないため、申立人に係る勤務状況等について確認できない。」と回答している。

加えて、連絡先が判明した同僚は、既に死亡していること等により、申立人に係る勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。